

金沢市景観総合計画

平成21年

金 沢 市

はじめに

先人たちから受け継がれてきた本市の豊かな自然や風格と魅力ある景観は、かけがえのない市民共有の財産であり、後代に大切に引き継いでいく必要があります。

金沢は、400年以上もの間、内外の戦禍に遭っておらず、地形、歴史、土地利用の重層性ある景観と市民の暮らしや伝統・文化に根ざした景観があいまった美しく魅力ある景観を有する全国でも稀有な都市でございます。

このような景観を大切に守り育てるため、昭和43年に全国の自治体に先駆けて「金沢市伝統環境保存条例」を制定した後も、市独自の様々な景観関連条例を制定し、本市固有の景観を磨き高めてまいりました。

一方、生活様式の変化や価値観の多様化、経済効率の優先等により、地域特有の魅力ある景観が失われるなど、全国的にも景観をめぐる様々な課題や問題が生じてきており、本市においても例外ではありません。

このような状況のなか、国では平成15年に「美しい国づくり政策大綱」を策定し、また平成16年には我が国初の景観に関わる法律として「景観法」を制定し、良好な景観形成に向けた取り組みが全国的な広がりを見せようとしています。

そこで本市では、今年3月に景観法を活用した新たな景観条例として、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」を制定するとともに、「金沢市屋外広告物等に関する条例」へと改正いたしました。併せて、新条例の精神を具現化し、市全域を対象とした新たな景観まちづくりへと発展させるべく、「金沢市景観総合計画」を策定しました。

本計画は、景観をめぐる社会情勢の変化や新たな課題等に対応した、本市における景観まちづくりの長期的な行動指針となる総合計画であり、景観形成の基本理念として「特色ある自然・風土を保全・活用した景観形成」、「歴史的資産を継承した景観形成」、「地域の時間と暮らしに根ざした景観形成」を掲げ、「風格と魅力を兼ね備えた世界都市・金沢」を景観目標像といたしました。

この景観目標像の達成に向けては、市民、事業者、設計者・施工者、行政が相互の役割と責任を認識し、協働による景観まちづくりを進めていくことが不可欠であるため、これまで以上に、積極的に連携・協力を深めながら、取り組んでまいりたいと思います。

最後に、計画の策定に多大なご尽力をいただいた「金沢市都市景観審議会」、「計画部会」の各委員や、説明会やパブリックコメント等で貴重なご意見・ご提言をお寄せ頂いた皆様をはじめ、関係各位に深く感謝申し上げます。

平成21年7月

金沢市長

山出 保



